証券コード　9425
平成30年７月12日

株　主　各　位

大阪市北区天満橋一丁目８番30号
ＯＡＰタワー９階
日本テレホン株式会社
代表取締役社長　岡　田　俊　哉

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第30期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年７月26日（木曜日）午後５時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年７月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市北区天満橋一丁目８番30号
ＯＡＰタワー24階　Ａ・Ｂ会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項
報告事項　第30期（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
決議事項
議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
２．株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.n-tel.co.jp）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成29年５月１日
至　平成30年４月30日）

１．会社の現況に関する事項

(1)　事業の経過およびその成果

当事業年度（平成29年５月１日から平成30年４月30日まで）におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に設備投資や雇用・所得環境の改善傾向が継続する等、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外におきましては、中国を始めとするアジア新興国の経済成長鈍化に加え、不安定な海外情勢の動向も懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社の主な事業分野である移動体通信分野におきましては、市場成熟期を迎える中、総務省による「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」制定により、過度なお客様優遇による販売競争は沈静化したものの、低価格で通信サービスを提供する「ＭＶＮＯ（仮想移動体通信事業者）」の台頭により、お客様の選択肢が多様化され新規顧客の獲得競争が一段と激しさを増す中、低廉な料金プランや、長期契約を優遇するプランの導入等、同分野の事業環境は新たな局面を迎えております。

また、中古携帯電話機「エコたん（注１）」の販売を主とするリユース関連事業分野におきましては、低廉な料金を求めるお客様の増加により、ＭＶＮＯが提供する「格安ＳＩＭ」との組み合わせとしての中古スマートフォンの需要が高まる一方、総務省による「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」により、諸外国に比べて中古端末の流通量が少ないとの観点から、更なる中古市場の活性化を検討していく等、同分野も新たな事業環境の局面を迎えております。

このような事業環境の中、当社の主力事業である移動体通信関連事業におきましては、「ビヨンド・イマジネーション（注２）」の行動ポリシーのもと、接客レベルの向上を推進し、従来のスマートフォン販売はもとより、引き続き光回線の獲得やアクセサリー等の付帯商品の販売に注力し、各キャリ

アショップのクオリティレベル向上に尽力いたしました。

また、リユース関連事業におきましては、個人向け売買から法人向け売買にシフトし、国内外の法人開拓および、既存取引先との取組強化に努めてまいりました。

しかしながら、移動体通信関連事業におきましては、「情報通信ショップ」の閉店における販売台数の減少や閉店にかかる費用の計上、リユース関連事業においては、個人向け販売終了に伴う在庫の適正化等、その他の事業においては、前事業年度に終了したコンサルティング業務の影響に伴い、当事業年度における経営成績は、売上高 5,236百万円と前事業年度の売上高5,707百万円に比べ 470百万円、8.2%の減少となりました。

営業損益につきましては、引き続き一般管理費の削減を始め種々経営効率の改善に努めてまいりましたが、営業損失 59百万円（前事業年度は 58百万円の営業損失）となりました。

また、経常損益につきましては、物品売却益、受取手数料等の合計 1百万円の営業外収益があったものの、和解金 3百万円、為替差損 2百万円、支払利息 2百万円等の合計 11百万円の営業外費用を計上した結果、経常損失 68百万円（前事業年度は 62百万円の経常損失）となりました。

当期純損益につきましては、第３四半期において「当社店舗に所属した元従業員による移動体通信機器の詐取等の不祥事」の発生により 23百万円の損害が発生すると共に、減損損失 12百万円、固定資産除却損 6百万円および税金費用等 1百万円を計上した結果、当期純損失 103百万（前事業年度は 77百万円の当期純損失）となりました。

（注）１．「エコたん」とは、２次利用で環境にやさしい「エコロジー端末（たんまつ）」、安価で経済的な「エコノミー端末（たんまつ）」の意味合いを持った造語であり、当社独自の商標であります。

２．「ビヨンド・イマジネーション」とは、「①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える」をポリシーとした当社の行動ポリシーであります。

事業部門別の状況

（移動体通信関連事業）

当事業年度における移動体通信関連事業におきましては、キャリア間のサービスや料金体系に大きな違いがなくなってきている中で、接客スタイルを価格提案から価値提案に切り替え、光回線の獲得やアクセサリー等の付帯商品の販売に注力してまいりました。

また、キャリアショップの新規出店や既存店のリニューアル等を推進し、売上高および収益力の向上に努めましたが、「情報通信ショップ」の閉店における影響等があり、売上高・販売台数共に前年同期を下回る結果となりました。

この結果、売上高におきましては、3,940百万円（販売台数 41,749台）と前事業年度における売上高 4,272百万円（販売台数 48,276台）に比べ 331百万円減少（販売台数 6,527台減少）、率にして 7.8％減少（販売台数 13.5％減少）となりました。

（リユース関連事業）

当事業年度におけるリユース関連事業におきましては、調達・販売共に、法人チャネルに注力したことによって、販売台数は微減ながら、売上単価が伸びたことにより、売上高は大幅に前年同期を上回ることができました。また、事業の主体を法人向けにシフトすることによって、商品再生にかかる作業効率が改善いたしました。

この結果、売上高におきましては、1,196百万円（販売台数 55,771台）と前事業年度における売上高 673百万円（販売台数 59,226台）に比べ 522百万円増加（販売台数 3,455台減少）、率にして 77.6％増加（販売台数 5.8％減少）となりました。

（その他の事業）

当事業年度におけるその他の事業におきましては、前事業年度にてコンサルティング業務が終了したことにより、売上高、利益共に減少いたしました。

この結果、売上高 99百万円と前事業年度における売上高 761百万円に比べ 661百万円減少し、率にして 86.9％の減少となりました。

なお、事業部門別の売上高の内訳は次表のとおりとなっております。

事業部門別売上高の内訳

区　　分	第 29 期		第 30 期（当期）		前期比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
(1) 移動体通信関連事業	千円	%	千円	%	%
①通信機器販売	2,670,681	46.7	2,750,139	52.5	3.0
②受取手数料収入	1,601,664	28.2	1,190,704	22.8	△25.7
小　計	4,272,346	74.9	3,940,844	75.3	△7.8
(2) リユース関連事業					
小　計	673,555	11.8	1,196,498	22.8	77.6
(3) その他の事業					
小　計	761,150	13.3	99,649	1.9	△86.9
売上高合計	5,707,052	100.0	5,236,992	100.0	△8.2

(2) 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は、20百万円であります。その主なものは、ドコモショップ香里園店の移転改装によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度における設備投資は、自己資金でまかないました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、移動体通信分野において、市場は成熟化を迎える一方で、低価格で通信サービスを提供する「ＭＶＮＯ（仮想移動体通信事業者）」の台頭もあり、顧客の囲い込み施策としての新料金プランや、通信以外の新サービス等が追加され、獲得競争が一段と激しさを増す中で、お客様に選ばれる店舗づくりや販売スタッフに求められる知識においてもより複雑化していくものと考えております。

また、リユース関連事業の中核を占める中古携帯電話機の取扱いでは、総務省による「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」により、諸外国に比べて中古端末の流通量が少ないとの観点から、更なる中古市場の活性化を検討していく等、同事業分野における市場規模は、今後も拡大を続けていくものと思われます。

当社といたしましては、このような事業環境を前提として、以下に掲げる事項を今後の課題と認識すると共に、継続企業の前提に関する重要事象等の存在について、事業の遂行を通じ当該事象を早期に解消すべく対処をしてまいりたいと思います。

① 移動体通信関連事業

移動体通信関連事業におきましては、ますます複雑化する通信サービスや商品知識の習得に加え、接客時間の長時間化等、販売スタッフに求められるスキルは高度化する一方であります。

このような状況下において、各キャリアが求める最適なショップ運営を目指すために、販売スタッフの入社から育成における教育および定着率向上が同事業分野における重要な課題であると認識いたしております。

当社は、「ビヨンド・イマジネーション（①お客様の想像を超える ②仲間の期待を超える ③自分の限界を超える ）」を行動ポリシーと掲げており、本ポリシーに則りスタッフ教育を推進すると共に、スタッフが最大限の実力を発揮できる環境の構築に努めてまいります。また、人材採用面においては新卒や中途入社等の採用形態を問わず優秀なスタッフの登用を実施し、社内研修や外部研修機関等を通じ、実務能力の向上を図る等、人材への投資に努めてまいります。

② リユース関連事業

リユース関連事業におきましては、格安ＳＩＭの広がりと共に、中古携帯電話機に対する認知度および市場規模は国内外問わず拡大しているものの、競合他社の増加や、個人間インターネット取引の市場規模増大に伴い、同事業分野での競争は激しさを増しております。このような状況下において、安定的な調達先を確保すると共に、海外との取引に伴うリスク管理等が、重要な課題であると認識いたしております。

当社といたしましては、引き続き国内外の法人企業からの新たな調達ルートの開拓や、既存調達先との取引拡大に向けた調整を実施すると共に、海外との取引においては与信管理を始めとした社内管理体制の強化を図る等、リスクマネジメントに努めてまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

（単位：千円）

項　　目	第 27 期 (平成27年４月期)	第 28 期 (平成28年４月期)	第 29 期 (平成29年４月期)	第 30 期(当期) (平成30年４月期)
売　上　高	7,419,807	6,417,298	5,707,052	5,236,992
経　常　利　益 または経常損失（△）	△66,592	45,885	△62,860	△68,807
当期純損失（△）	△127,532	△0	△77,519	△103,554
１株当たり当期純損失 （　△　）	△37円41銭	△0円00銭	△22円74銭	△30円38銭
総　資　産	1,722,282	1,724,514	1,432,263	1,199,108
純　資　産	799,025	799,025	721,505	617,951
１株当たり純資産額	234円39銭	234円39銭	211円65銭	181円27銭

（注）　１株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(6) 主要な事業内容

①　移動体通信関連事業

一般ユーザーからの移動体通信サービスの利用申込の取次、および移動体通信端末機器の販売を行っております。

②　リユース関連事業

中古携帯電話機の売買および中古携帯電話機のフランチャイズ事業を行っております。

③　その他の事業

直営店における情報・通信分野関連のその他の商品（コンテンツ等）の加入取次等の事業を行っております。

(7) 主要な事業所

① 事 務 所

大阪本社	大阪市北区
東京本社	東京都新宿区

② 店 舗

（関西圏 6店舗）

ﾄﾞｺﾓｼｮｯﾌﾟ香里園店	大阪府寝屋川市
ﾄﾞｺﾓｼｮｯﾌﾟ四条河原町店	京都市中京区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ京田辺	京都府京田辺市
auｼｮｯﾌﾟ住之江公園	大阪市住之江区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ住之江	大阪市住之江区
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ住之江	大阪市住之江区

（首都圏 8店舗）

ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ田無	東京都西東京市
auｼｮｯﾌﾟ阿佐ヶ谷	東京都杉並区
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ吉祥寺ｻﾝﾛｰﾄﾞ	東京都武蔵野市
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ渋谷文化村通り	東京都渋谷区
ｲｰﾌﾞﾑ町田店	東京都町田市
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ新宿西口	東京都新宿区
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙららぽーとTOKYO-BAY	千葉県船橋市
ﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ吉祥寺駅前	東京都武蔵野市

（注）平成29年８月にｲｰﾌﾞﾑ本厚木店を閉鎖いたしました。
平成29年８月にｲｰﾌﾞﾑ川越店を閉鎖いたしました。
平成29年８月にエコたんショップ高円寺店を閉鎖いたしました。
平成29年10月にエコたん買取センター新宿店を閉鎖いたしました。
平成29年12月にﾜｲﾓﾊﾞｲﾙ吉祥寺駅前を新設いたしました。
平成30年１月にｲｰﾌﾞﾑ吉祥寺店を閉鎖いたしました。

(8) 従業員の状況

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
当事業年度末	前事業年度末比増減		
53（95）名	12（△72）名減	36.1歳	6.4年

（注）1. 嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員は（ ）内に、年間の平均人数を外数で記載しております。ただし、１日の勤務時間は８時間換算で計算しております。
2. 前事業年度末に比べて従業員数が12名および嘱託社員・パート・アルバイト従業員および派遣社員が72名減少しております。主として、コールセンター事業の終了およびＷＥＢ通販事業の撤退による中途退職によるものです。

(9) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	57,000千円
株式会社三菱UFJ銀行	30,000千円

２．会社の株式に関する事項

(1) **発行可能株式総数**　12,400,000株

(2) **発行済株式の総数**　3,409,000株

(3) **単元株式数**　100株

(4) **株主数**　1,925名

(5) **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
現代商事株式会社	975,000株	28.60%
高山守男	914,200	26.82
株式会社光通信	315,900	9.27
高山明美	90,000	2.64
株式会社ＳＢＩ証券	71,300	2.09
角田遊	42,400	1.24
楽天証券株式会社	25,900	0.76
マネックス証券株式会社	22,620	0.66
大内清	21,400	0.63
川名貴行	13,800	0.40

（注）1. 持株比率は、小数点第３位を四捨五入しております。
2. 自己株式は、所有しておりません。

３．会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成30年４月30日現在）

地　位	氏　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	高　山　守　男	現代商事株式会社取締役
代表取締役社長	岡　田　俊　哉	執行役員　ショップ営業部門管掌
取　締　役	有　馬　知　英	執行役員　リユース営業部門管掌
取　締　役	森　永　博　幸	執行役員　人事総務部門管掌
取　締　役	小　西　敏　夫	伊藤忠商事株式会社理事
常勤監査役	茶　谷　喜　晴	
監　査　役	加　藤　清　和	弁護士　梅田総合法律事務所パートナー
監　査　役	安　倉　史　典	

（注）１．取締役　小西敏夫は、社外取締役であります。
２．取締役　小西敏夫は、総合商社における長年の勤務経験を通じて幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
３．監査役　加藤清和および安倉史典は、社外監査役であります。
４．監査役　加藤清和は、弁護士であり、会社法務に関する相当程度の知見を有しております。
５．監査役　安倉史典は、経営者として豊富な経験および幅広い見識があり、会社経営に関する相当程度の知見を有しております。
６．取締役　小西敏夫並びに監査役　加藤清和および安倉史典を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
７．平成29年７月27日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。
①取締役　高山守男は、代表取締役社長から代表取締役会長に就任いたしました。
②取締役　岡田俊哉は、取締役から代表取締役社長に就任いたしました。
８．当事業年度中の取締役および監査役の異動は以下のとおりであります。
①平成29年７月27日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって、監査役　川口義信は任期満了により退任いたしました。
②平成29年７月27日開催の第29期定時株主総会において、新たに安倉史典は監査役に選任され就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　額	人　数
取　締　役	41,084千円	５名（うち社外取締役１名 1,725千円）
監　査　役	11,260千円	４名（うち社外監査役３名 3,450千円）
合　計	52,344千円	９名

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 上記の支給額および人数には、平成29年７月27日開催の第29期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役１名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役　小西敏夫

・伊藤忠商事株式会社社理事であり、同社と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

② 社外監査役

他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

監査役　加藤清和

・弁護士 梅田総合法律事務所パートナーであり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

監査役　安倉史典

・重要な兼職はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会（　）内は開催回数		監査役会（　）内は開催回数	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役小西敏夫	15（15）回	100.0%		
監査役加藤清和	14（15）回	93.3%	14（14）回	100.0%
監査役安倉史典	11（12）回	91.7%	10（10）回	100.0%

（注）安倉監査役における開催回数は、平成29年７月27日開催の第29期定時株主総会において選任され、就任後の開催回数となります。

１．小西敏夫・・・出席した取締役会においては、社外取締役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、商社経営者としての知識と経験に基づき意見を述べております。

２．加藤清和・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べております。

３．安倉史典・・・出席した取締役会、監査役会においては、社外監査役として、報告事項や決議事項について適宜質問をすると共に、経営者としての専門的見地から意見を述べております。

⑷責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役であるものを除く。）および各監査役とは、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額であります。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,400千円
② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17,400千円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、会計監査人としての報酬等の額には合計額を記載しております。

２．監査役会は、取締役、経理財務部より必要な資料を入手、報告を受けたうえで会計監査人の監査計画および四半期レビュー計画の内容、会計監査の職務執行状況の相当性、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したため、上記の金額に同意しました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が職務上の義務に違反し、また、職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることにつき当社に重大な支障があると判断した場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会社法第340条の規定により会計監査人を解任することといたします。

この場合、監査役会は解任した旨および解任理由を解任後最初に招集される株主総会に報告いたします。

また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社は、監査役会による会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定を踏まえて、当該議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、会社法第362条第４項第６号に基づき、業務の適正を確保するために必要な体制について、以下のとおり決議しております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループが企業として存立を維持継続するためには、コンプライアンスの徹底が必要不可欠であると認識しており、「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に掲げた経営の基本方針を遵守すると共に、法令と社会倫理の遵守を図るべく「コンプライアンス・マニュアル」を整備し、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うことを徹底するために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、コンプライアンス全体に関する総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命し、所管の各部門を中心にコンプライアンス体制の整備、維持にあたる。

ロ．コンプライアンス担当役員は、企業の行動規範の基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を通じて、法令と社会倫理の遵守について当社グループに属する全ての使用人に対し徹底を図る。

ハ．監査室は、コンプライアンス体制の調査、法令並びに定款上の問題の有無を調査し取締役会に報告する。

ニ．取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

ホ．「法令」、「定款」、「社内規程」、「コンプライアンス・マニュアル」等の遵守について、違反行為等を認知した場合、取締役および使用人等の通報する内部通報窓口を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、当社グループの取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を正確に記録・保存するために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理についての総括責任者として、取締役会においてコンプライアンス担当役員を任命する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理は、「取締役会規程」および「文書管理規程」に定め、これに従い当該情報についての所管の部門が文書または電磁的媒体に情報を記録し整理・保存を行う。

ハ．取締役の職務の執行に係る情報については、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が閲覧、複写可能な状態にて整理・保存を行う。

ニ．監査室は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理について、関連諸規程に準拠して実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社グループの様々な損失の危機に対して、危険の大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、損失の危険を最小限にするために以下の体制を整備する。

イ．代表取締役は、日常における損失の危険等リスク全般の管理について総括責任者として、取締役会においてリスク管理担当役員を任命し、各部門の担当役員と共に、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、既存の「経理規程」、「与信管理規程」等を充実整備する。

ロ．当社の経営に重大な影響を与えるリスクが発生または発生が予測される場合は、代表取締役を対策本部長とし、リスク管理担当役員を副本部長とする「リスク対策本部」を設置すると共に、顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームの組成を行い、損害の拡大を防止し損害を最小限に止める体制を整備する。

ハ．監査室は、各部門におけるカテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会または経営会議に報告する体制を整備する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループを取り巻く社会情勢、経済情勢、その他の環境変化に対応した社会全体の将来ビジョンに対応するため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定し、経営計画を達成するために取

締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行を効率的に行うために以下の体制を整備する。

イ．中期経営計画および単年度の経営計画に基づいた各部門の目標に対し、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう経営上において発生する重要課題等に対処するため、取締役会を毎月１回以上開催する他、常勤の役員は必要に応じて重要な意思決定に関して、迅速に情報の交換を行う体制を構築することにより、取締役会が効率的な職務執行状況を相互に監督する体制を整備する。

ロ．各部門の担当役員は、経営計画に基づき担当部門として実行すべき具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定し、その遂行状況を取締役会において定期的に報告させる体制を整備する。

ハ．取締役会は、法令の遵守と社会倫理の遵守等、基本理念のもと経営目標の達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績について管理を行う体制を整備する。

⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団（当社グループ）における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループが掲げる「経営ビジョン」、「経営理念」、「社員行動指針」に基づく「コンプライアンス・マニュアル」に従い、当社グループに属する全ての取締役および使用人が公正で高い倫理観に基づいた企業活動を行うと共に、業務の適正を確保するための以下の体制を整備する。

イ．取締役会は、毎月１回以上、グループ会社の運営状況等を含め、総括的な経営実態について担当役員自らが報告を行う体制を整えると共に、グループ会社間における重要課題等に対処するための連携体制を構築する。

ロ．取締役および監査役は、子会社の経営管理状況を客観的に把握するため、子会社が起案する稟議書、報告書等の重要文書に対する閲覧権を確保すると共に、子会社の取締役を始めとする役員および従業員との連携を通じた経営管理体制を整備する。

ハ．監査室は、子会社に対し定期的または臨時に業務等の監査を行うことにより、カテゴリーごとのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会および監査役会に報告する体制を整備する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当社は、当社の規模から当面監査役の職務を補助する使用人は置かない。監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その要請に対応すべく以下の体制を整備する。

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、取締役会は監査役と協議のうえ必要に応じ、監査室要員を監査役を補助すべき使用人として指名することができるものとする。

ロ．監査役がその職務の遂行のために指定する使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得たうえで決定するものとし、取締役からの独立性を確保する体制を整備する。

ハ．監査役による当該使用人への指示に基づく活動に対し、実効性のある協力体制を整備する。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、取締役および使用人が業務または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合の他、取締役会に付議すべき重要な事項と決定事項、経営会議その他重要な会議での決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、月次決算報告、その他必要な重要事項について、監査役に報告する体制を整備する。

⑧ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告するための体制

子会社の取締役および使用人が当該子会社、並びに当社グループ全体において、重大な影響のある決定事項等、または業績に著しい影響のある事実、並びに不正行為や違法行為等のコンプライアンスに反する事項を認識した場合について、監査役に報告する体制を整備すると共に、当該事実の発生や恐れのある事象について、監査役への報告を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の監査が実効的に行われることを確保するために以下の体制を整備する。

イ．監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行う。

ロ．監査役は、監査室と緊密な連携を保つと共に、必要に応じて監査室に調査を求める。

ハ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見および情報の交換を行うと共に、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

ニ．監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会および経営会議等重要な会議に出席すると共に、稟議書等の業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求める。

ホ．監査役がその職務の執行について、費用の前払い等を請求した場合は、当該請求に係る費用または債務の発生が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務の請求処理を実行する。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は反社会的勢力による経営活動への関与を一切拒絶し、健全な会社経営を行うために以下の事項を遵守する体制を維持整備する。

イ．市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的勢力・団体等に対し、関係を一切持たない。

ロ．反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭等による安易な妥協や解決をしない。

ハ．反社会的勢力とは、合法非合法に係わらず、また名目の如何を問わず一切取引を行わない。

ニ．企業活動において、反社会的勢力を利用しない。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、リスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値および株主価値を最大化させるために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行について

当事業年度において、取締役会を15回開催しており、取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するよう監督を行いました。

② 監査役の職務の執行について

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換、審議、検証し、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

常勤監査役は、取締役会のほか、執行役員会、経営会議など重要な会議に出席して意見交換し、リスクマネジメント、コンプライアンスに関する監査および助言を行うことにより、各取締役の職務執行について、厳正な監視を実施いたしました。

③ コンプライアンス・プログラムについて

当社は、従業員に対し、入社時に人事部によるコンプライアンス、個人情報保護、インサイダー取引、ハラスメント・人権問題の研修を実施しております。

また、コンプライアンス教育プログラムを毎年５月に策定し、研修およびその進捗状況について取締役会で報告し、計画的にコンプライアンス体制の強化を実施しております。

④ リスクマネジメント体制の構築について

当社は、問題の早期発見・未然防止および迅速な対応を図るため、「個人情報保護関連規程」、「情報セキュリティ管理規程」、「危機（リスク）管理マニュアル」を制定し、リスクマネジメント体制の強化を推進しております。

（注）1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 記載金額には消費税等は含まれておりません。

貸借対照表

（平成30年４月30日現在）

単位：千円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**861,210**	**流動負債**	**498,498**
現金及び預金	80,848	買掛金	261,505
売掛金	440,284	短期借入金	57,000
商品	199,711	1年内償還予定の社債	20,000
貯蔵品	1,070	1年内返済予定の長期借入金	20,000
前払費用	21,508	リース債務	3,189
未収入金	117,327	未払金	64,551
その他	458	未払費用	23,347
固定資産	**337,258**	預り金	28,047
有形固定資産	**85,115**	未払法人税等	7,854
建物	69,021	未払消費税等	2,473
器具備品	11,655	賞与引当金	6,884
リース資産	4,437	短期解約返戻引当金	3,604
無形固定資産	**10,385**	その他	39
ソフトウェア	1,937	**固定負債**	**82,658**
電話加入権	5,813	社債	10,000
リース資産	2,634	長期借入金	10,000
投資その他の資産	**241,758**	リース債務	4,526
破産更生債権等	49,624	繰延税金負債	2,139
長期貸付金	13,696	退職給付引当金	28,866
長期前払費用	3,420	資産除去債務	27,126
差入保証金	224,238	**負債合計**	**581,157**
その他	402	**純資産の部**	
貸倒引当金	△49,624	**株主資本**	**617,951**
繰延資産	**640**	**資本金**	**634,728**
社債発行費	640	**資本剰余金**	**304,925**
		資本準備金	304,925
		利益剰余金	**△321,703**
		利益準備金	31,627
		その他利益剰余金	△353,330
		別途積立金	390,000
		繰越利益剰余金	△743,330
		純資産合計	**617,951**
資産合計	**1,199,108**	**負債・純資産合計**	**1,199,108**

損　益　計　算　書

（自　平成29年５月１日
至　平成30年４月30日）

単位：千円

科目	金	額
売上高		**5,236,992**
売上原価		**4,112,684**
売上総利益		**1,124,308**
販売費及び一般管理費		**1,183,770**
営業損失		**59,462**
営業外収益		
受取利息	5	
受取手数料	460	
物品売却益	502	
その他	849	1,818
営業外費用		
支払利息	2,192	
社債利息	175	
為替差損	2,741	
和解金	3,421	
敷金償却	1,230	
その他	1,402	11,163
経常損失		**68,807**
特別利益		
受取賠償金	9,082	9,082
特別損失		
固定資産除却損	6,196	
減損損失	12,017	
損害金	23,924	42,138
税引前当期純損失		**101,863**
法人税、住民税及び事業税	2,779	
法人税等調整額	△1,088	1,690
当期純損失		**103,554**

株主資本等変動計算書

（自　平成29年５月１日
至　平成30年４月30日）

単位：千円

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△639,775	△218,148	721,505	721,505
当期変動額									
当期純損失（△）						△103,554	△103,554	△103,554	△103,554
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△103,554	△103,554	△103,554	△103,554
当期末残高	634,728	304,925	304,925	31,627	390,000	△743,330	△321,703	617,951	617,951

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

① 商　　品	商品については、原則として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。 なお、中古携帯機器については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
② 貯　蔵　品	最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 （リース資産を除く）	定率法（ただし、平成10年４月１日以降取得した建物（建物付属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物付属設備及び構築物については定額法）を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建　　物　　８年 ～ 18年 器 具 備 品　　３年 ～ 15年
② 無形固定資産 （リース資産を除く）	定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。
③ リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
② 賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
③ 短期解約返戻引当金	携帯電話契約者の短期解約に伴い移動体通信事業者等に対して返金する受取手数料の支払いに備えるため、短期解約実績率に基づく見込額を引当計上しております。
④ 退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間にわたり定額法により償却を行っております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

③外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　239,972千円

3．損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

4．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通　　3,409,000株

５．金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等元本保証のものに限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。信用リスクの管理は与信管理規程や販売管理規程に基づき取引相手ごとに期日および残高を管理しております。また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該リスクは僅少であります。

営業債務である買掛金並びに未払金、預り金、未払法人税および未払消費税等は全て短期間の支払期日であります。

借入金は運転資金および設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については販売管理規程に従い、各営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングしております。また、債権会議により取引先ごとに債権の期日および残高状況の報告を求め、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（金利の変動リスク）の管理

銀行借入については、全て固定金利で調達しているため、市場リスクに晒されておりません。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成30年４月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1)現金及び預金	80,848	80,848	－
(2)売掛金	440,284	440,284	－
(3)未収入金	117,327	117,327	－
(4)破産更生債権等	49,624		
貸倒引当金（※1）	△49,624		
	－	－	－
(5)長期貸付金	13,696	13,621	△74
(6)差入保証金	224,238	225,041	802
資産計	876,395	877,123	728
(1)買掛金	261,505	261,505	－
(2)短期借入金	57,000	57,000	－
(3)未払金	64,551	64,551	－
(4)預り金	28,047	28,047	－
(5)未払法人税等	7,854	7,854	－
(6)社債（※2）	30,000	29,383	△616
(7)長期借入金（※3）	30,000	29,822	△177
負債計	478,958	478,165	△793

(※1)破産更生債権等に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※2)社債には、１年内償還予定の社債20,000千円（貸借対照表計上額）が含まれております。

(※3)長期借入金には、１年内返済予定の長期借入金20,000千円（貸借対照表計上額）が含まれております。

(注)金融商品の時価の算定方法

(資　産)

(1)現金及び預金、(2)売掛金並びに(3)未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)破産更生債権等

破産更生債権等については、個別に回収不能見込額に基づいて貸倒見積額を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から貸倒見積額を控除した金額と同額であり、当該価額をもって時価としております。

(5)長期貸付金、(6)差入保証金

これらの時価については、契約先ごとにその将来のキャッシュ・フローを、国債の調達利回り等適切な指標の利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(負　債)

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払金、(4)預り金及び(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の社債を発行した場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(7)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）

未払事業税	1,546 千円
賞与引当金	2,097
たな卸資産	570
未払費用	600
貸倒引当金	6,360
短期解約返戻引当金	1,097
小　　計	12,272 千円
評価性引当額	△12,272
計	－ 千円

繰延税金資産（固定）

貸倒引当金	15,115 千円
退職給付引当金	8,792
固定資産	8,781
資産除去債務	8,262
関係会社株式評価損	4,935
繰越欠損金	184,284
小　　計	230,173
評価性引当額	△230,173
計	－ 千円
繰延税金資産合計	－ 千円

繰延税金負債（固定）

資産除去債務	2,139 千円
繰延税金負債合計	2,139 千円
繰延税金負債純額	2,139 千円

7．関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等　　単位：千円

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容（注1）	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱三共（注３）	―	業務委託商品の仕入	業務委託	23,771	買掛金	40,872
				商品の仕入	99,467		

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）市場価格の動向や他社との取引条件等を勘案の上、交渉により決定しております。

（注2）取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

（注3）当社役員高山守男およびその近親者が、期末日現在、その議決権の100％を直接所有しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　181円27銭

(2) １株当たり当期純損失　30円38銭

９．その他の注記

(1)退職給付会計に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度と、確定拠出年金制度を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計上しております。

② 簡便法を適用した確定給付制度

イ．簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	30,498 千円
退職給付費用	5,389
退職給付の支払額	△7,021
退職給付引当金の期末残高	28,866

ロ．退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	28,866 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,866

退職給付引当金	28,866
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	28,866

ハ．退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　5,389 千円

③　確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、3,572千円であります。

(2)減損損失に関する注記

当事業年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場　所	用　　途	種 類
関東圏　５店舗	専門ショップ・情報通信ショップおよびエコたん専門店	建物、器具備品、リース資産および長期前払費用

当社は、店舗ごとに資産をグルーピングしております。

５店舗につきましては、営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスであり、今後も収益改善の可能性が低いと判断した店舗および当事業年度において退店の意思決定がなされた店舗について、回収可能価額をゼロとし、帳簿価額全額9,894千円およびその他2,123千円を減損損失に計上しております。

(3)資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

①　当該資産除去債務の概要

販売店舗用の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

②　当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から14年と見積り、割引率は0.299％～1.776％を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

③　当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	27,959千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	1,246
時の経過による調整額	395
資産除去債務の履行による減少額	△2,475
期末残高	27,126

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年６月20日

日本テレホン株式会社
　取締役会　御中

仰星監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	新　田　泰　生	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	神　山　俊　一	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本テレホン株式会社の平成29年５月１日から平成30年４月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年５月１日から平成30年４月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程、監査の方針および監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、決裁書類その他重要な書類を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年６月27日

日本テレホン株式会社　監査役会

常勤監査役　茶　谷　喜　晴　㊞

監　査　役　加　藤　清　和　㊞

監　査　役　安　倉　史　典　㊞

（注）監査役 加藤清和および監査役 安倉史典は、会社法第２条第16号および第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 （生年月日）	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
伴城（ばんじょう）　宏（ひろし） （昭和47年８月７日生）	平成７年11月　司法試験合格 平成８年３月　東京大学法学部卒業 平成10年４月　弁護士登録（第50期） 同　梅田総合法律事務所入所 平成16年１月　梅田総合法律事務所 パートナー弁護士就任（現任）	－株

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 伴城 宏氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

3. 伴城 宏氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できると判断しております。

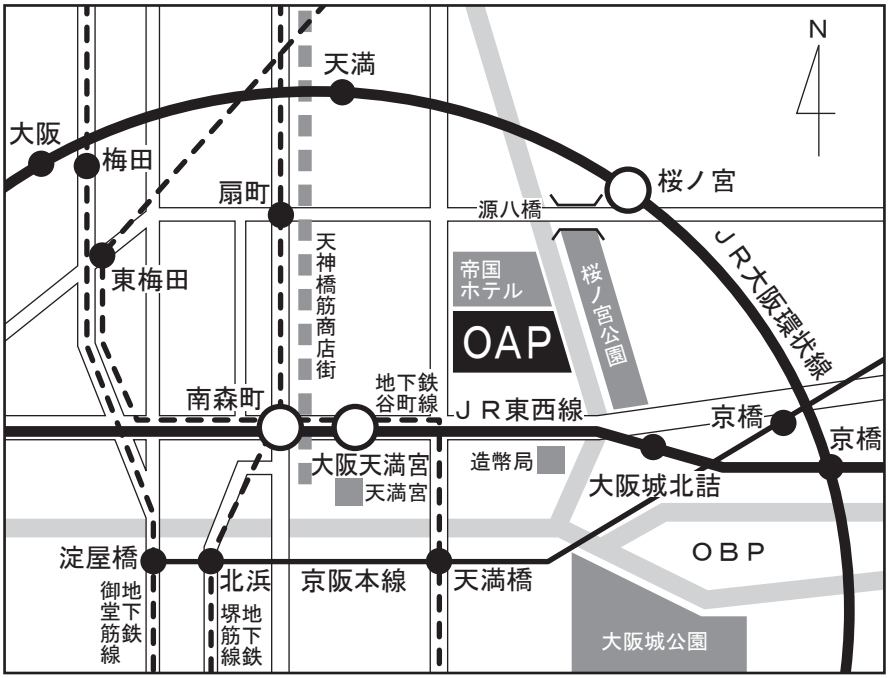
4. 伴城 宏氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額といたします。

以　上

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会　場　大阪市北区天満橋一丁目８番30号
ＯＡＰタワー24階　Ａ・Ｂ会議室
電　話　０６－６８８１－６６１１



交通のご案内

・ＪＲ大阪環状線「桜ノ宮」駅　西口より徒歩５分
・ＪＲ東西線「大阪天満宮」駅　１番出口より徒歩７分
・地下鉄谷町線・堺筋線「南森町」駅　３番出口より徒歩10分